

社団医療法人英静会介護医療院「森の詩」運営規定

(事業の目的)

第1条 社団医療法人英静会が開設する介護医療院（以下「施設」という）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設の従業者は、長期にわたり療養が必要である者に対し、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。

2 施設の従業者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めるものとする。

3 介護医療院サービス等の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 社団医療法人英静会介護医療院「森の詩」
- (2) 所在地 栃木県日光市今市674

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 従業者

医師 2名以上
薬剤師 1名以上
看護職員 10名以上
介護職員 12名以上
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上
管理栄養士 1名以上
介護支援専門員 1名以上
診療放射線技師 2名以上
調理員 5名

従業者は介護医療院サービスの提供に当たる

- (3) 事務員 2名以上
必要な事務を行う。

(入所者定員)

第5条 入所者定員は47名とする。（多床室15室、従来型個室3室）

(介護医療院サービスの内容及び利用料等)

第6条 介護医療院サービスの内容は次のとおりとし、介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、介護報酬サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各入所者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 療養上の管理
- (2) 看護
- (3) 医学的管理の下における介護
- (4) 機能訓練及びその他必要な医療
- (5) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話

2 その他の費用

施設は前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを入所者から受ける事ができる。なお、居住費及び食費については、介護保険限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

- (1) 居住費 多床室 (15室) 960円 (1日あたり)
 従来型個室 (3室) 2,060円 (1日あたり)
- (2) 入所者の選定に基づく特別な療養室の提供に係る追加的費用は、次の額を徴収する。
 個室2, 200円 (税込) (1日あたり)
- (3) 日常生活において通常必要となる費用として入所者が負担すべき費用として、
 日常生活品費 330円 (1日あたり)
 教養娯楽費 150円 (1日あたり)

を徴収する。

- (4) 事務管理費 500円 (1ヶ月あたり)
- 内訳 預金通帳の保管、小遣いの入出金管理、TVカードの保管管理
 その他 (持ち込み品の管理)
- (5) 食費 1,800円 (1日あたり)
- (6) 理美容代 実費

3 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め入所者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得ることとする。
なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には、予め入所者又はその家族に対し説明を行い入所者の同意を得ることとする。

4 施設は、前項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第7条 従業者は、入所者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に入所者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 別に定める入所者の守るべき事項を守り、他の迷惑にならないよう利用する。
(2) 気分が悪くなった時はすみやかに申し出る。
(3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第8条 施設は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
(2) 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
(3) 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に (年2回以上) 実施すること。
(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

- 1 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
2 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
3 利用者本人又は他の利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高く、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合は、別に定める身体拘束等の適正化のための指針に基づいて判断する。
4 当施設はⅡ型介護医療院のため、夜間宿直医師は置かないものとする。
5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年5月1日改訂